

千代田町障害者就労施設等からの物品等の優先調達推進方針

令和8年8月1日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要事項を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法第2条で定める定義と同一とする。

3 適用範囲

この方針は、本町の全組織での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- （4）障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- （5）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- （6）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （7）在宅就業障害者
- （8）在宅就業支援団体

5 調達する物品等

本町が契約によって調達する物品・役務等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等に受注することが可能なもの

6 調達目標

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

7 調達の推進方法

調達の推進方法を次のとおり定める。

- (1) この方針の担当窓口は、保健福祉課とする。
- (2) 保健福祉課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、これらの情報を基に各部署に対し情報を提供する。
- (3) 各部署では、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に配慮するよう努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針の策定又は見直しをした場合は、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、概要を取りまとめ町ホームページ等により公表する。